

積荷、旅客及び乗組員に関する事項の
事前報告制度（入港前報告制度）の概要

1. 報告義務者

外国から本邦に入港しようとする船舶の船長又は航空機の機長は、当該船舶又は航空機に係る積荷、旅客及び乗組員に関する事項をあらかじめ税関に報告しなければならない。

船長又は機長が行うべき当該事前報告は、当該船舶又は航空機の所有者若しくは管理者又はこれらの者若しくは船長若しくは機長の代理人も行うことができる。

2. 報告時期及び報告項目

(1) 船舶関係

① 積荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告時期

イ. 積荷に関する事項

(イ) 入港する 24 時間前までに報告（下記(ロ)及び(ハ)を除く。）

(ロ) 別表 1 の第 1 項に掲げる「本邦以外の地域」から「本邦の地域」に入港する場合

→ 入港する 12 時間前までに報告

(ハ) 別表 1 の第 2 項に掲げる「本邦以外の地域」から「本邦の地域」に入港する場合

→ 入港する時までに報告

ただし、上記報告期限の適用にあたり、報告期限が早く到来する本邦の他の開港等を経由して入港する場合には、当該他の開港等に適用される報告期限（複数の場合は最も早く到来するもの）を報告期限とする。（別図 1 参照）

ロ. 旅客及び乗組員に関する事項

(イ) 入港する 2 時間前までに報告（下記(ロ)を除く。）

(ロ) 別表 2 に掲げる「本邦以外の地域」から「本邦の地域」に入港する場合、又は本邦の他の開港等を経由して入港する場合

→ 入港する時までに報告

② 積荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告項目

イ. 積荷に関する事項

仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人、船荷証券又は複合運送証券の番号のほか、コンテナ一貨物の場合には、コンテナ番号及び当該貨物の船積港出港日時

ロ. 乗組員に関する事項

氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

ハ. 旅客に関する事項

氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地

(2) 航空機関係

① 積荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告時期

イ. 積荷に関する事項

(イ) 航行時間が5時間以上の場合

→ 入港の3時間前までに報告

(ロ) 航行時間が3時間以上5時間未満の場合

→ 入港の1時間前までに報告

(ハ) 航行時間が3時間未満の場合

→ 入港する時までに報告

ロ. 旅客及び乗組員に関する事項

直前の出発空港を出港した時から30分を経過する時までに報告。

ただし、特殊航空機のうち不定期航空機（ビジネスジェット等の定期航空事業者以外の航空機）については、それぞれ以下の期限までに報告。

(イ) 航行時間が2時間以上の場合

→ 入港の90分前までに報告

(ロ) 航行時間が1時間以上2時間未満の場合

→ 入港の30分前までに報告

(ハ) 航行時間が1時間未満の場合又は本邦の他の空港を経由して入港する場合

→ 入港する時までに報告

② 積荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告項目

イ. 積荷に関する事項

仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人及び荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称並びに航空貨物輸送証の番号

ロ. 乗組員に関する事項

氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

ハ. 旅客に関する事項

氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地

3. 事前報告義務の例外

以下に掲げるあらかじめ報告することが困難な場合には、入港後直ちに積荷、旅客及び乗組員に関する事項を書面にて税関へ提出しなければならない。

(1) 通信設備が故障し、あらかじめ報告することが困難な場合

(2) 異常な気象若しくは海象又は船舶若しくは航空機の重大な損傷による急迫した危難のためあらかじめ報告することが困難な場合

(3) 貨物の荷崩れ若しくは旅客若しくは乗組員の暴行その他これらに類する事由により航行に支障が生じたことにより緊急に入港するためあらかじめ報告することが困難な場合

(4) 脅迫若しくは国の機関若しくは地方公共団体その他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられるためあらかじめ報告することが困難な場合

4. 罰則

外国から本邦に入港しようとする船舶の船長又は航空機の機長が、積荷、旅客及び乗組員に関する事項の事前報告をせずに入港した場合、又は船長、機長若しくはその代理人が偽った報告をして入港した場合には、当該船舶又は航空機が外国貿易船又は外国貿易機の場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、特殊船舶又は特殊航空機の場合には、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。

5. 施行時期 平成19年2月1日(木)

(注) 詳細については、法令を参照願います。

(以上)

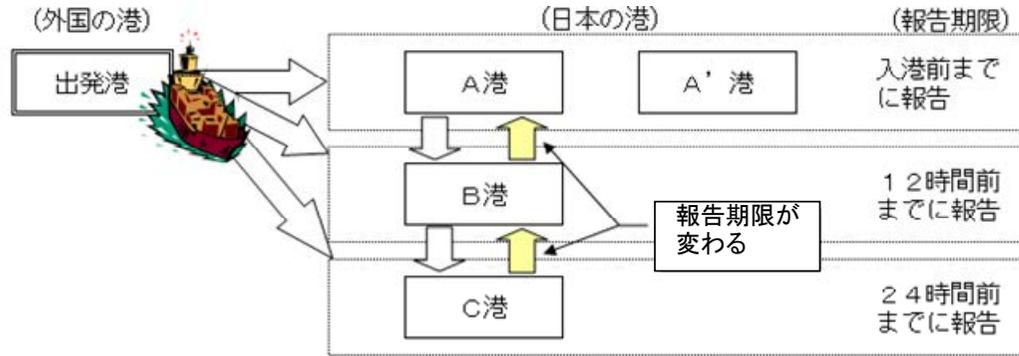
【別表 1：積荷】

番号	本邦以外の地域（外国とみなす地域を含む。）	本邦の地域	報告期限
一	東経百二十八度及び東経百五十六度の線並びに北緯四十度及び北緯五十四度の線で囲まれた地域	北海道	その港に入港する十二時間前
	東経百二十八度及び東経百五十二度の線並びに北緯三十四度及び北緯五十度の線で囲まれた地域	青森県、秋田県、山形県及び新潟県	
	東経百三十三度及び東経百五十二度の線並びに北緯四十三度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域	岩手県及び宮城県	
	東経百四十五度及び東経百四十九度の線並びに北緯四十三度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域	福島県及び茨城県	
	東経百二十二度及び東経百四十度の線並びに北緯三十三度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域（東経百二十二度及び東経百二十七度の線並びに北緯三十七度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域を除く。）	富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県（日本海に面する地域に限る。）、鳥取県及び島根県	
	東経百二十五度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十二度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域（東経百二十五度及び東経百二十八度の線並びに北緯三十五度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域を除く。）	和歌山県、大阪府及び兵庫県（瀬戸内海に面する地域に限る。）	
	東経百二十二度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十度及び北緯四十二度の線で囲まれた地域（東経百二十二度及び東経百二十七度の線並びに北緯三十八度及び北緯四十二度の線で囲まれた地域を除く。）	岡山県、広島県、香川県、徳島県、愛媛県及び高知県	
	東経百十八度及び東経百三十五度の線並びに北緯二十六度及び北緯四十四度の線で囲まれた地域	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）	
	東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯十七度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域	鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県（石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町を除く。）	
東経百十四度及び東経百二十八度の線並びに北緯十五度及び北緯三十四度の線で囲まれた地域	沖縄県石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町		
二	東経百三十四度及び東経百五十二度の線並びに北緯四十三度及び北緯五十度の線で囲まれた地域	北海道	その港に入港する時
	東経百二十八度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十四度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域	鳥取県及び島根県	
	東経百二十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十三度及び北緯三十七度の線で囲まれた地域	岡山県、広島県、香川県及び愛媛県	
	東経百二十四度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十三度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域（東経百二十四度及び東経百二十八度の線並びに北緯三十五度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域を除く。）	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県及び熊本県	
	東経百二十六度及び東経百二十九度の線並びに北緯三十三度及び北緯三十四度の線で囲まれた地域	鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）	
	東経百十八度及び東経百二十三度の線並びに北緯二十度及び北緯二十八度の線で囲まれた地域	沖縄県石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町	

【別表 2：旅客及び乗組員】

本邦以外の地域（外国とみなす地域を含む。）	本邦の地域
東経百四十度及び東経百四十四度の線並びに北緯四十五度三十分及び北緯四十七度の線で囲まれた地域	北海道（北緯四十五度から北の地域に限る。）
法第百八条（外国とみなす地域）に規定する令第九十四条（外国とみなす地域）に定める歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島	北海道（東経百四十四度から東の地域に限る。）
東経百二十七度三十分及び東経百三十度の線並びに北緯三十四度及び北緯三十六度の線で囲まれた地域	長崎県対馬市及び壱岐市
東経百二十一度及び東経百二十三度の線並びに北緯二十三度及び北緯二十六度の線で囲まれた地域	沖縄県石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町

【別図1：本邦の港を経由する場合の報告期限について】



	(外国の港) 出発港	(日本) の港	(日本) の港	(日本) の港
		直入港	二次港	三次港
事例 1	(基本的な報告期限) X港	入港前	12時間	24時間
	(適用される報告期限)	入港前	12時間	24時間
事例 2	(基本的な報告期限) X港	入港前	入港前	12時間
	(適用される報告期限)	入港前	入港前	12時間
事例 3	(基本的な報告期限) X港	入港前	12時間	(入港前)
	(適用される報告期限)	入港前	12時間	<u>12時間</u>
事例 4	(基本的な報告期限) X港	12時間	24時間	(入港前)
	(適用される報告期限)	12時間	24時間	<u>24時間</u>
事例 5	(基本的な報告期限) X港	12時間	(入港前)	24時間
	(適用される報告期限)	12時間	<u>12時間</u>	24時間
事例 6	(基本的な報告期限) X港	24時間	(12時間)	(入港前)
	(適用される報告期限)	24時間	<u>24時間</u>	<u>24時間</u>